

5－1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数		金 額	
取 得 財 産 価 額		人	外	千円	
		－	外	－	
		1,220		71,371,205	
		61		1,630,961	
		617		4,596,112	
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		104		350,214	
債 務 控 除 額		1,238	実	68,756,268	
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額					
課 税 価 格					
相 続 税 額	算 出 税 額	1,199		7,854,738	
	2 割 加 算 額	85		108,218	
	計	1,199	実	7,962,957	
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	24		28,654	
	配 偶 者	153		1,887,054	
	未 成 年 者	13		4,560	
	障 害 者	56		53,571	
	相 次 相 続	37		40,264	
	外 国 税 額	－		－	
	計	267	実	2,014,103	
差 引 税 額		1,069	実	5,948,854	
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		23		80,581	
小 計		1,064		5,868,273	
農 地 等 納 税 猶 予 額		－		－	
株 式 等 納 税 猶 予 額		－		－	
申 告 納 税 額	納 付 税 額	1,064	実	5,905,779	
	還 付 税 額	14	実	37,506	
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額		－		－	
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		336		31,530,000	

調査対象等： 平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
2 外書は災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成 19 年 分	1,284	66,096,425	7,394,025	1,735,646	1,141	5,640,709	6	3,612	322
平成 20 年 分	1,315	66,458,328	7,110,705	1,835,078	1,190	5,184,435	6	9,070	327
平成 21 年 分	1,215	64,599,020	7,600,705	1,922,193	1,074	5,581,750	15	40,035	310
平成 22 年 分	1,363	69,232,995	7,088,828	1,388,635	1,203	5,577,159	15	35,445	349
平成 23 年 分	1,238	68,756,268	7,962,957	2,014,103	1,064	5,905,779	14	37,506	336

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税 務 署 名	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人 の数
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	人	千円	人
那 覇	371	23,385,828	323	2,499,227	101
宮 古 島	X	X	X	X	X
石 垣	X	X	X	X	X
北 那 覇	354	19,380,499	310	1,479,551	99
名 護	32	1,911,100	23	177,641	9
沖 縄	472	23,793,558	401	1,746,270	124
総 計	1,238	68,756,268	1,064	5,905,779	336

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	人 1,253	千円 68,682,471	人 1,085	千円 6,024,621	人 336
	修正申告による増差額	17	433,142	42	71,140	14
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	34 △	359,345	38 △	189,983	9
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 1,238	68,756,268	実 1,064	5,905,779	実 336
過 年 分	申 告 額	85	3,426,207	78	194,684	33
	修正申告による増差額	189	3,589,010	277	654,492	90
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	59 △	870,203	66 △	135,322	25
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 328	6,145,014	実 416	713,854	実 124
合 計	申 告 額	1,338	72,108,678	1,163	6,219,306	369
	修正申告による増差額	206	4,022,152	319	725,632	104
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	93 △	1,229,548	104 △	325,305	34
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 1,566	74,901,282	実 1,480	6,619,633	実 460

調査対象等： 「本年分」は平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成22年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成23年11月1日（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長された者は平成24年1月12日）から平成24年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成21年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成23年7月1日から平成24年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

（注） 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 -	千円 -	人 10	千円 2,957	人 -	千円 -
過 年 分	179	40,124	94	25,504	19	56,340
合 計	179	40,124	104	28,460	19	56,340

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5－2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課 税 価 格 階 級	被相続人の 数	課 税 価 格	うち相続時精算課税 適用財産価額		納 付 税 額	法定相続人の数
			うち相続時精算課 税適用財産価額	うち暦年課税分 贈与財産価額		
1 億 円 以 下	56	4,546,575	420,154	5,605	63,840	145
1 億 円 超	166	23,536,019	576,978	103,997	719,782	737
2 "	58	13,824,449	319,398	136,819	953,727	314
3 "	39	14,446,651	110,879	49,911	1,695,751	190
5 "	12	6,673,741	145,156	44,427	904,720	65
7 "	2	1,902,589	-	-	455,924	9
10 "	3	3,752,447	58,395	9,456	1,230,878	13
20 "	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合 計	336	68,682,471	1,630,961	350,214	6,024,621	1,473

調査対象等： 平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階級	法定相続人員別被相続人数											
	0人 のもの	1人 のもの	2人 のもの	3人 のもの	4人 のもの	5人 のもの	6人 のもの	7人 のもの	8人 のもの	9人 のもの	10人 のもの	10人超 のもの
1億円以下	1	12	14	11	18	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	-	7	17	31	35	36	20	11	2	3	2	2
2 "	-	3	4	6	8	13	9	6	3	2	-	4
3 "	-	2	2	4	8	9	6	6	1	1	-	-
5 "	-	-	-	2	1	3	3	2	1	-	-	-
7 "	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-
10 "	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1	24	37	55	72	62	39	25	7	6	2	6

5－3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	8	36,882
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	106	3,332,161
	宅地（借地権を含む。）	306	28,207,305
	山林	11	100,922
	その他の土地	200	13,741,888
	計	実 321	45,419,158
家屋、構築物		263	4,106,475
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	9	42,856
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	3	364
	売掛金	5	12,466
	その他の財産	12	249,774
	計	実 22	305,461
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	48	1,192,529
	同上以外の株式及び出資	129	1,039,751
	公債及び社債	28	401,828
	投資・貸付信託受益証券	43	322,205
	計	実 179	2,956,313
現金、預貯金等		331	13,492,573
家庭用財産		94	21,356
その他の財産	生命保険金等	26	918,126
	退職金及び功労金等	16	366,001
	立木	1	350
	その他の	198	3,710,729
	計	実 204	4,995,205
合計		実 333	71,296,541
相続時精算課税適用財産価額		33	1,630,961
債務等	債務	287	4,060,010
	葬式費用	324	535,235
	計	実 329	4,595,245
差引純資産価額		実 336	68,332,257
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		38	350,214
課税価額		実 336	68,682,471

調査対象等： 平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。